

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の  
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：令和6年4月5日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職) 東京都市大学 共同原子力専攻 教授

(氏名) 牟田 仁

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

(様式1)

申告日：令和6年4月5日

### 原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度			

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※5	使途	金額
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	一般財団法人電力中央研究所	2019～2021 年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 共同研究	リスク情報を活用した性能照査型設計手法に関する共同研究	研究遂行、学会発表、論文投稿料	5,000千円

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)